

平成29年11月20日

第83回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市立神戸アイセンター病院における  
医療情報システムの先端医療振興財団  
(旧先端医療センター病院)との  
電子計算機の結合について

(地方独立行政法人神戸市民病院機構)

神本部第337号  
平成29年11月15日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三様

地方独立行政法人神戸市民病院機構  
理事長 橋本 信夫



諮 問

神戸市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市立神戸アイセンター病院における医療情報システムの  
先端医療振興財団（旧先端医療センター病院）との電子計算機の結合について

（ 条例第12 条「電子計算機の結合の制限」 ）

担当：地方独立行政法人 神戸市民病院機構  
法人本部 アイセンター病院整備室

神戸市立神戸アイセンター病院における医療情報システムの  
先端医療振興財団（旧先端医療センター病院）との電子計算機の結合について  
（ 条例第12 条「電子計算機の結合の制限」 ）

神戸市立神戸アイセンター病院と先端医療振興財団（旧先端医療センター病院：平成29年10月31日廃止）の電子計算機の結合について、診療情報を提供する旨の同意を得た患者の医療情報のうち、以下のものを対象とする。（◎は、条例第11条第2項に該当するもの）

【システム上のデータ項目】

1. 電子カルテシステム・オーダーリングシステム

◎患者基本情報

患者 ID、氏名、性別、生年月日、職業、電話番号、住所、保険証番号、連絡先（電話番号、氏名、続柄、同居の有無）、身長、体重、腹囲、居宅の状況（住居形態、周囲の環境）、生活状況（一日の過ごし方、趣味、睡眠の程度、宗教）、食事状況（食事時間、食事内容、嗜好、食事制限の有無）、嗜好品（喫煙状況、飲酒状況）、常備薬の有無、歯の状態（義歯の有無、口の中の状態）、排泄状況（尿の回数、尿の性状、便秘・下痢の有無、人工肛門の有無）、感覚器障害（視力、眼鏡の有無、補聴器使用の有無）、その他（国籍等）

◎既往歴

年齢、年月日、期間、診断名、手術名、入院の有無、病院名、治療期間

◎主訴情報

主訴、症状

◎現病歴

◎転帰（治療前との病状の変化）

◎家族歴

続柄、性別、年齢、同居区分、病歴、二親等内の家系図

◎診療記録

病名、病状、治療内容、経過記録、指導記録、服薬・栄養・リハビリ・療養、退院サマリー（入院要約）

◎感染症情報

結核、梅毒、ウイルス性肝炎、AIDS

◎一般アレルギー情報

薬・食品に関するアレルギーの有無

◎介護情報

介護度、かかりつけ医、かかりつけ訪問看護ステーション、介護サービスの内容、介護者の有無、介護者の健康状態

◎社会保障情報

身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳等の種類と級数

◎紹介情報

かかりつけ医から提供される診療情報、転院先・かかりつけ医へ提供する診療情報

◎外来患者情報

診療科、予約日時、来院日時、診察の進捗状況

◎入院患者情報

診療科、入院予定日、入院日、退院予定日、退院日

◎各種オーダー情報

撮影オーダー内容、検査オーダー内容、輸血オーダー内容、リハビリオーダー内容、医療機器オーダー内容、食事オーダー内容、栄養指導オーダー内容、材料オーダー内容、放射線治療オーダー内容、生理検査オーダー内容、処方・注射オーダー内容、服薬指導オーダー内容、手術オーダー内容、血液浄化オーダー内容、

2. 映像医学部門システム

◎部門システム情報

◎画像データ

放射線検査（CT、MR、RI、アンギオ、PET）画像、生理検査画像（超音波検査）、内視鏡検査画像、生理検査画像

3. 映像医学部門システム

◎撮影オーダー情報

撮影部位、撮影目的、撮影内容、使用薬剤

◎画像情報

撮影枚数、撮影画像

◎所見レポート情報

画像結果、画像診断結果

神戸市立神戸アイセンター病院における医療情報システムの  
 先端医療振興財団（旧先端医療センター病院）との電子計算機の結合について

1. 趣旨

神戸市立神戸アイセンター病院（以下、アイセンター病院）は、平成 29 年 12 月に開院する眼科の新病院であり、新病院開院に合わせて電子カルテを中心とした総合的な医療情報システムの導入を予定している（第 78 回個人情報保護審議会諮問済（平成 28 年 12 月 27 日））。

アイセンター病院は、神戸市立医療センター中央市民病院（以下、中央市民病院）と先端医療振興財団（旧先端医療センター病院）の眼科機能を集約・拡充することから、先端医療振興財団の診療情報を提供する旨の同意を得た患者のデータをアイセンター病院において閲覧できるように、医療情報システムの一部を結合する。これにより迅速に、かつ詳細に患者の記録の提供を受け、質の高い医療を提供する。

なお、閲覧方式は、中央市民病院と先端医療センター病院間（第 50 回個人情報保護審議会）、中央市民病院と兵庫県立こども病院間（第 71 回個人情報保護審議会）、中央市民病院と神戸市立医療センター西市民病院間（第 74 回個人情報保護審議会）で実施している方式と同じ手法を用いる。

2. 概要

両機関の間に物理的に回線を接続し、医療情報システムを一部分連結した上で、以下の方式により診療情報を提供する旨の同意を得た患者の医療情報を閲覧する仕組みを構築する。閲覧は、アイセンター病院から先端医療振興財団への一方通行とする。

（先端医療振興財団からアイセンター病院への閲覧は行わない。）

(1) アイセンター病院から先端医療振興財団の医療情報を閲覧する仕組み

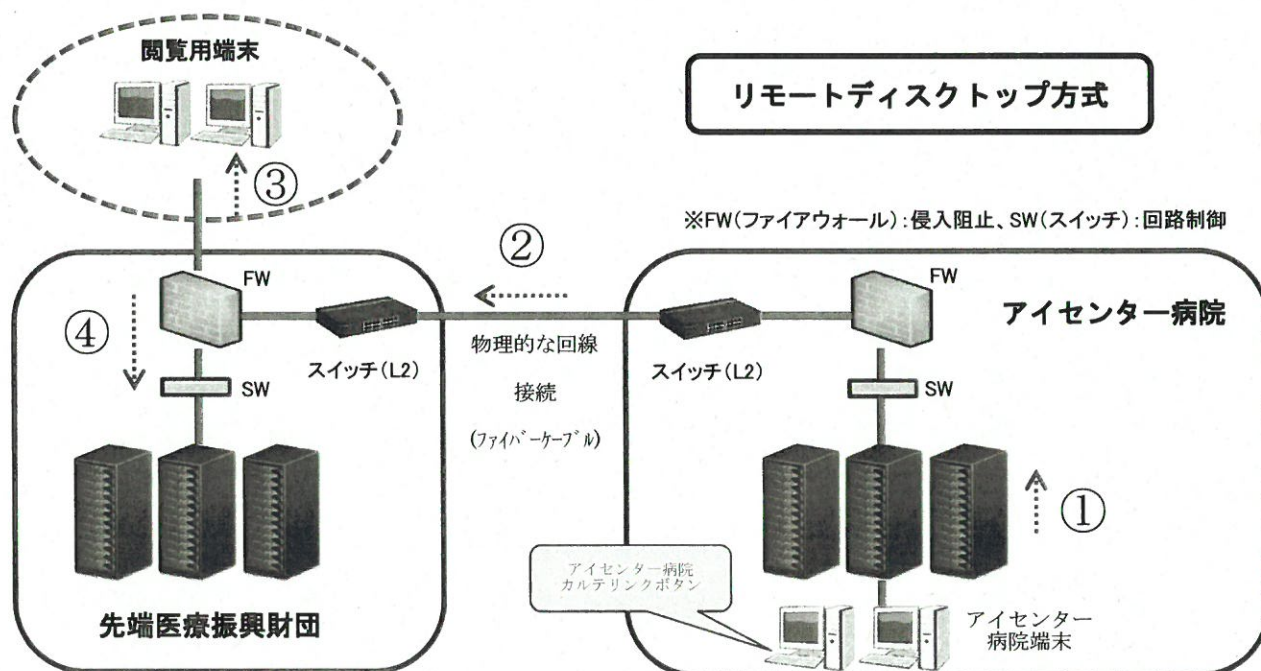


図1 連携システムの概要（アイセンター病院から先端医療振興財団の医療情報を閲覧する仕組み）

アイセンター病院の電子カルテ端末（①）から接続回線（②）を通じて先端医療振興財団サーバ室内に設置した閲覧用端末に接続（③）。この端末をリモート操作（④）し、許可された特定の患者のカルテを閲覧する。

### 3. 患者同意の取得方法

- （１） 従前、旧先端医療センター病院で診療を受けた患者については、アイセンター病院での外来初診時あるいは入院時に、専門的な治療・処置を行うために旧先端医療センター病院の医療情報の提供を受けることもあることを説明し、同意を得る。

### 4. 効果

- （１） 迅速かつ詳細に患者の医療情報の提供を受けることで、質の高い医療を提供する。

### 5. 実施計画

平成 29 年 11 月	システム構築準備
平成 29 年 11 月	神戸市個人情報審議会
平成 29 年 12 月	システム構築
平成 29 年 12 月	操作訓練
平成 29 年 12 月	システム運用開始

### 6. 個人情報の保護

本件に関し、「神戸市個人情報保護条例」、「神戸市民病院機構情報セキュリティポリシー」及び「関連省庁から出されたガイドライン」に基づき、以下の通り厳格に対処する。

#### （１） システム上の対策

##### 1) 情報漏洩対策

###### A) 物理的な回線接続

両機関間の接続は、近距離な事から両機関のスイッチ（L2）を直接ファイバークーブルで物理的に接続し、外部からのアクセスは出来ないようにする。

また、ファイアウォールにて、閲覧以外のアクセスを防ぐ。

##### 2) 機能制限

###### A) 入力の禁止

アイセンター病院からは閲覧することのみ可能で、入力等はできない仕組みとする。

B) 検索機能の削除

紹介かつ同意をした患者以外の患者情報を閲覧できないように患者検索機能を削除し、患者 ID を入力しない限り対象患者の情報にアクセスできない仕組みとする。

C) アクセス監視

アイセンター病院からの操作状況を記録し、個人情報への不正なアクセスが行われていないか監視を行う。

(2) 運用上の対策

- 1) サーバの管理及びシステム・メンテナンスの委託契約において、個人情報の取り扱いに関する事項を盛り込む。
- 2) 医療情報の提供を受ける患者の ID は、本人からの申し出、または、その都度電話・FAX 等で先端医療振興財団へ連絡することで、提供を受ける。
- 3) 個人情報を管理するサーバは全てサーバ室に設置し、サーバ室への入退室を関係職員のみ限定するとともに、入退室の状況を記録し管理する。
- 4) 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を定期、臨時に行うとともに、個人情報の適正管理について監査を毎年実施する。

7. ガイドラインへの対応

以下のガイドライン（最新版）に準拠したシステム構築、運用を実施する。

- 厚生労働省：医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
- 経済産業省：医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン
- 総務省：ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン